

心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給について

(平成 18 年 11 月 1 日)

(障発第 1101004 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

心臓疾患による心臓機能障害を有する身体障害者及び児童(以下「心臓機能障害者等」という。)に対して、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給を行っているところであるが、今般、新たに心臓移植術を当該支給の対象として加えることとしたので、実施にあたり次の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、昭和 45 年 10 月 21 日社更第 89 号厚生省社会局長通知「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付については、本通知の施行に伴い廃止する。

第一 心臓機能障害者等に対する障害者自立支援法第 58 条第 1 項に規定する自立支援医療(育成医療・更生医療)の適用について

1 支給対象者

- (1) 心臓機能障害者等であって手術又は心臓移植術により心臓機能障害の軽減又は除去がはかられ、将来確実に生活能力の回復の見込みのあるものであること。
- (2) 概ね 3 か月程度の医療で相当確実な治療効果を期待できるものであること。

2 自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給の範囲

心臓疾患に対する手術、心臓移植術及びこれらに伴う医療に限るものであり、いわゆる内科的治療のみのものは除くものであること。

3 その他

自立支援医療費の支給については、平成 18 年 3 月 3 日付け障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」によるものであること。

第二 心臓疾患の自立支援医療(育成医療・更生医療)を担当する指定自立支援医療機関の指定について

1 医療の種類

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)が心臓疾患に対し、担当しようとする医療の種類は、心臓疾患に対する手術については「心

臓脈管外科に関する医療」とし、心臓移植術については「心臓移植に関する医療」とすること。

2 医療機関の指定申請

自立支援医療(育成医療・更生医療)を担当する医療機関の指定申請の取扱いは、平成 18 年 3 月 3 日付け障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知「指定自立支援医療機関の指定について」を参照すること。